

菊川市 第4回協働の指針策定委員会 議事録（概要版）

会議概要

日時：平成30年11月20日（火）午前9時30分～午前11時30分

会場：菊川市役所本庁舎2階 庁議室

出席者：策定委員 7名

日詰委員（専門家）、酒井委員（自治会）、赤堀委員（コミ協）、堀委員（NPO法人）、鈴木委員（任意団体）、藤江委員（企業代表）、笠原委員（市民協働センター）

市役所 地域支援課 鈴木課長、赤堀係長、山内係員

開会

あいさつ

委員長：だいが寒くなってきましたけれど、札幌では今朝初雪が降ったということです。静岡は暖かくて私もあちこち行っていますが先日金沢に行きまして、やっぱり静岡は暖かいなと実感したところでございます。日本海側と逆の気候になるのですが、この気候の良さを生かしてこれからも良いまちづくりが行われていければ良いなと思います。その核になるのが市民活動になると思います。菊川市における行政や企業、市民活動における皆様が一体となって良いまちづくりができるように、第4回ということで大詰めになってきましたが事務局からご提案いただいた案をもとにより良いものができればと思っております。前回皆さんからご意見いただいたところを修正していただきましたので、項目ごとにご意見を承れればと思います。では事務局お願いいたします。

協議内容

協働の指針（案）について

事務局説明

委員長：ありがとうございました。修正部分の多いところを中心に議論できればと思います。まず1章と2章を一括りにして、策定の趣旨のところ3ページから10ページまでで、ご意見いただければと思います。皆さんのご意見を反映して修正をかけていますが、お気づきの点があればお願いします。よろしいでしょうか。では3章のところですが協働の基本的な考え方11ページから14ページで協働の主体のところ新たに変わっていて、また協働の概念が削除されました。11ページの協働の主体のところはこれまで皆さんと何度か意見交換したところになりますけれど、何かお気づきの点がありますでしょうか。社団と財団の扱いですが、公益財団と一般財団、一般社団とありますが、一般財団、一般社団の方は収益を目的とし、純粋に公益な活動とは言えない部分がありますので、もう一度見直しをしたほうが良いです。公益性の強い社団とか財団にしたほうが良いです。かつての財団や社団であれば問題ないと思います。

委員：市内に様々な協会がありますが、それはどの部分に入りますか。

事務局：文化協会や観光協会ですね。法人格は取っておらず任意団体です。

委員長：法人格を持たない市民活動団体には入らないですね。

事務局：そこに入るのかなという認識ですね。

委員：文化協会は法人格を持たない市民活動団体だと私は思っていました。

事務局：観光協会とか市外によって定義も違うので、難しいですが、NPO の括りで定義や次第に区分されるのかなという認識です。

委員長：体育協会は。

事務局：NPO 法人です。

委員長：行政とかかわりを持ちつつも法人格を持っていない団体は、全部法人格を持たない市民活動団体に入れて考えればいいと思います。

委員：はい、わかりました。

委員：学校で専門学校はないですか。

委員長：専門学校は学校法人です。学校法人は学校の中に入るのでね。

事務局：そうですね、専門学校も学校に入ります。

委員長：その専門学校は菊川市にあるのですか。

事務局：菊川市内には小中高等学校しかないです。

委員長：外国語を教える学校はないですか。

事務局：ブラジル人学校が3つありますが、法人格を取っていないので私塾扱いです。

委員長：それは協働の主体でいうと何になるのですか。

事務局：法人格を持たない団体という形になりまして、難しいのがブラジル学校さんも生徒さんからお金を貰っているのとは別に、公益的な活動ということで、NPO 法人として活動しているところもあります。学校法人としての資格を取るのが望ましいのですが、難しいということです。

委員長：委員のご指摘にあった専門学校の中には、ブラジル人の何の指定をしている学校というのですか。

事務局：本当に小さいお子さんを預かっているのは、県の認める認可外保育施設という位置づけがある部分もありますが、その他は私塾という扱いです

委員長：その私塾というのは基本的にはNPO のカテゴリーの中に入れてしまう？

事務局：そうですね。NPO の区分になると思います。

委員長：私塾でも小中高生向けの塾がありますが、あれは企業ですか。

事務局：そうですね、学習塾ですよ。何とか予備校とか。

委員長：ブラジル人の学校はNPO ですか。

事務局：そうですね、法人格や株式会社にはなっていないと思いますので。

委員：学校法人を目指そうとはしていますが、ここ1年くらい進んでいないです。個人経営になってしまう。今までは消費税も認められている部分もあったのですが、税務署から指摘を受けています。

委員：大小にかかわらず企業という扱いの方がしっくりきます。

事務局：現時点でブラジル人学校とかも運営されている中でどういった組織でという中で、完全に確認できていません。何かしらの法人格を取得されているかもしれませんが。そこは確認さ

せてもらって、定義付けしたいと思っています。

委員長：ブラジル人の学校とつながって活動するのはこれからあり得るだろうし、彼らの位置付けもしっかりやっておかないといけないと思います。学校という概念を少し広げてもいいと思います。

事務局：4団体5団体程度かと思っていますので、実情を把握した中でどこに分類できるか、表現を考えてまいりたいと思います。

委員：専門学校や各種学校を入れるか入れないか。小中高等学校は市内にある、大学は市外にあるにも関わらずここに記載されているが。

委員：市外の専門学校も関わっていく可能性があるということでここに入れるのか。

委員長：前に委員さんからご指摘あったように、本人は菊川に在住だけれども市外の大学に行っています。彼女が菊川に住んでいるのでお友達を連れて大学という形で活動するケースもあるからという話をされていたので、大学という言葉が入ったのかなと思ったのですが。学生の方々はフットワークが軽くて、色んな所に行って活動しますから。

事務局：含める方向性で。

委員長：よろしいではないでしょうか。先ほど出てきた外国人の伸び率はどうでしょうか。

事務局：人口に対する割合は6%後半になり、県内でもトップです。先月人口50人以上増えているのですが、ほとんどが外国人さんです。伸びている状況でございます。

委員長：これから入管法が改正されて、これが可決されると4月ですからますます入ってくる可能性ありますよね。

委員：入国管理というよりも労働の分野ですね。

事務局：市内の介護に携わっている法人さんからも受け入れる方向でいますよというお話も承っています。もう少し加速してくるのかなと思っております。

委員長：子弟向けの学校というのを補助的に作っていかないといけないと思うので、公立の小学校はカバーしきれない。私塾というもので対応していくしかない。市としても国際化するグローバルになる機会になる。どういう位置付けになるか明確にしていただければと思います。場合によってはアスタリスクでそういう学校はどういう位置付けになるか表していただければと思います。4のところ15ページから16.17が新たに加わったところだし、いろいろ修正が盛り込まれている。24ページまでのところでお気づきの点があったらお願いします。特に16.17ページの取組の主体のところ。

委員：NPOのところ目がいってしまうのですが、連携についてなんですけど地域活動団体と他のNPO団体との連携とうたっています。企業さんとの連携だったり学校さんとの連携だったりしますが、今行政さんの委託を受けたりしているのですが、せんがまちさんも企業さんとかいろんなところと協働されていると思うので。これだと表現が市民団体同士というイメージを持ってしまうので、この辺はどうですか。

委員長：地域活動団体やNPOだけだとちょっと足りないかなと。ここに企業さんや学校さんというのはどうしても入れたいかなと思いました。

事務局：NPOはテーマ性が強いということで、まずは地域活動団体や他のNPOと連携するという部分でこういった表現をさせていただいた。実際携わっていただいている委員さんから見

と他の主体と全体の中でという表現の方が適切じゃないかということで、なるほどと思ったところがございます。

委員長：地域活動団体同士、NPO 団体同士の連携は大事なところではあるのですが、それに加えて企業とか行政との連携協働も大事ということを書いていただければと思います。

委員：市民のところなのですが、行政など他の主体との協働と書いてあるので。

委員長：お願いいたします。

委員：私のやっている F O N や図書室の活動は地域活動団体ということで、嶺田地区とか地域づくりを担っている団体と書いてあるが、私は特定の地区ではなく全体的にとらえている。ここの地区の団体という感覚はないが。

事務局：はい、NPO という法人格を持たない市民活動団体となります。

委員：NPO のところですね。

事務局：地域活動団体というと自治会やコミュニティ協議会などその地区の中で活動するのが目的の団体となります。

委員：役割のところも NPO の活動の発展とか活動の提供というところにあたるということですか。

事務局：そうですね。

委員長：主に地域活動団体は地域で活動するというので地縁と言われるような、自治会やコミュニティ協議会を念頭に置いたカテゴリーだということです。NPO のカテゴリーはすごく広いものだと捉えてくれればいいし、委員さんが実際活動してくださっている活動も NPO に入る。

委員：NPO という表現が問題でしょうか。どうしても NPO 法人というイメージがついてしまうので、最初の NPO のカテゴリーの説明が公益的な活動を行う法人と書いてありますが。

委員長：NPO の定義というのも色々レベルがあって、一番狭い NPO というのは NPO 法人だけをいう。次の広がりが NPO 法人プラス法人格を持たない団体やボランティア団体等になり、さらに広げていくと社団法人、一般法人、社会福祉法人も入ってくる。一番広い範囲だと労働組合や生活協同組合も入ってくる。だからどの段階での NPO になるのかなと思う。NPO 法人プラス法人格を持たない市民活動団体、ボランティア団体プラス。

事務局：そうですね、3 段階目あたりにさせていただいている。

委員長：そうですね、それが菊川市でいうところの NPO という区分になっている。捉え方ということでしょうかね。NPO 法人だけにしちゃうと狭すぎてしまうので。

委員：区分のところに NPO と書いてあるとどうしても。

委員：それぞれの人がどこの意味での NPO と捉えるかで。最初のところに NPO の定義があったと思うので。3 ページのところにボランティア団体も含まれると書いてあるので。

委員長：だからこの部分と 11 ページの NPO のところの整合性がある程度保たれるようにしたほうが良い。

事務局：そうですね、つながるように見直しをします。

委員：NPO の説明のところに一般的に非営利団体となっているのですが、非営利団体というよりも簡単に営利を目的としないと書き換えてくださった方が。

委員長：ただ、営利を目的としないとなくなっちゃうと難しい。NPO 法人は営利を目的とする活動を行

っても良いので。収益の扱い方をどうするかというところで、次の事業に向けていくのが非営利組織になる。収益活動をしてはいけないと捉えられるとおかしくなってしまう。営利を目的としすぎるのは一般社団でしょうね。最近是一般社団を選択する人増えていますね。悩ましいところです。

事務局：なるべくわかりやすさというところを重要視しながら、表現であるとか注釈を工夫ができる限り頑張りたいと思います。

委員長：特にNPO法人はボランティア団体だろうとか、なんでお金取るのかとか言われましたので。

事務局：そうですね。

委員長：16.17ページは良いでしょうか。17ページの行政のところはコーディネート機能の充実とあるのですが、あまりにも行政が頑張りがちやうと、何でも行政に結び付けることになっちゃうし、職員が必ず何かやらなければいけないとなってしまう可能性があるんで、充実という言葉をもう少し和らげたほうが良いと思うのですが。必要な時にコーディネート役を果たすとかにしておいたほうが良いのかなと思うのですが。そうしないと行政が頑張りがちやうって市民活動団体に重荷になる可能性があるんで。(4)今後の取り組みの方向性についていかがでしょうか。20ページのところの方向性②のところの目標指標ですが、市民の割合という形で出ているのですが市民意識調査を毎年やられているということでしょうか。

事務局：そうですね、市民アンケートの中の設問として捉えているものです。第2次総合計画の時に取らせていただいている、毎年数字が出るものです。

委員長：2022年度や2025年度の割合をはじき出すのが難しいと思うのですが、どういう根拠でしょうか。グラフを書いて伸びていく可能性があるということですか。推計なのでしょう。

事務局：第2次総合計画を作る中で現状の何%の割合だったら終期で何%上昇というものがあるのですが、そちらもしくは市の中の他の指標の中の目標値としてあればそのゴールという事で用いている形となっております。2種類のうちのどちらかということで選択をしている形です。

委員長：どういう水準で目標値を設定するかというのは難しいですよ。目標値が低めならば非常に簡単にいってしまうが、逆に高めに設定してしまうと評価の際に自分たちの首を絞める形になってしまう。目標値が公にされてしまうので設定の仕方を少し慎重にしたほうが良いと思うのですが。6割超えられそうかどうか。過去からの伸び率で設定するやり方はあるのですが。

事務局：適切かどうか再確認します。数値目標の適切さというのはどの計画を作る時も話が出るのですが、上位の計画で設定している総合計画で整合性を取るという形にはしたいと思えます。それ以外のものに関しては適切なものを設定したいとは思っておりますが、総合計画についてもかなり高めな設定数値ですので、達成できない可能性は無きにしもあらずですが。上位計画との整合の中でそこはそうせざるを得ないかなという。

委員長：どちらかは総合計画の中で決まっているのですか。

事務局：そうですね。総合計画の中で第1次が第2次に切り替わる時に75%未満の数値については、最終的には10ポイント上昇、75%以上なら5ポイント上昇の設定となっております。

委員長：頑張ってくださいしかないですね。それは中間評価の時に見直すことはないのですか。そうしないと計画そのものが浮世離れして現実性のないものになってしまいますが。

事務局：総合計画についても9年の長期計画なので、中間でどのように評価するのは明確に企画の部門の方でもなっておりませんが、私どものこの企画については中間年で評価をするということになっていますので、そのタイミングで見直しが出来ればと思っております。

委員長：ぜひそうしていただければと思っております。2022年のところでちゃんとできているかという確認が取れればと思います。

委員：①の指標のところが団体の登録数ですが2018年から2022年で10団体増えていて、2022年から2025年で15団体増えていると。結局伸び率もそうなのですけれど、これは団体が増えなきゃ増えない指標なので、団体も増えたり減ったりがいっぱいあるので、この伸びが低いのか高いのかわかりませんが。②の指標の市民の割合で小数点まで書くのが良いのか、もっと丸い数字で良いじゃないかと思っております。

委員長：伸び率と連動で設定しているのかなと思うのですが、確かに数字を丸めてもいいじゃないかということですね。今が53.8%で2022年が60%で、2025年が69%でも構わないじゃないかということですね。

事務局：はい、そうですね。見直しをします。

委員：21ページはそうなっていますね。19ページの登録団体数は委員のところと関わってくる話ですが、これについて何かご意見有りますか。

委員：事務局に確認させていただいて、現実的にNPO法人も現在減っている状況で団体数を増やすのは非常に厳しい。うちの団体数も最初20くらいから協働のガイドブックを作った時にかなり頑張って数を増やして、今伸びしろといっても期待ができないとは思っています。うちの講座をやった中で数団体は確実に増えますが、一方で高齢化されている団体もかなりあるので、減っていく確率もかなりあると思う。ただ、市の方で成果指標というのはとても重要というのはわかるので、私が口を出すというよりも市の方で数字を出しているの。私は浮世離れしているという言葉がストンときたのですけれど。増やす努力は一緒にさせていただこうと思っておりますけれど。

委員：5ページの将来人口が減る見込みの中で割合を増やすというのは、実現可能な数字かなと思うのですが、登録数を増やすというのは世間的に減少傾向にある中で10.15のような数字はどうなのかなと思います。

委員：登録数でなく、他の指標の方がふさわしい感じがします。

委員：協働センターさんができてから、各団体同士で何かやる機会がすごく増えたと思うのです。ですから登録数が増えなくてもこっちとこっちで協力して行ったイベント数などの数字の方がわかりやすい。それをどこが取りまとめるとか、今までアンケートにないのでというところはあるのですけれど。何か活動をした成果としての数字の方がわかりやすいと思います。

事務局：数として協働センターでそういうのはわかりますか。

委員：センターは最初のコーディネートはしますがその後発展して自分たちで何かやるのが理想

なので、把握がどこまでできるか難しい部分はあると思います。コミュニティビジネスについても、団体さんが実際やっているかの把握も難しいです。ある程度はつかめるかもしれませんが。

事務局：指標の置き方で市民協働センターを通して活動した数をカウントするなら可能かなと思います。そうすると現状把握できていないので2018年度は0という事はないと思うので「一」なり置き、数値のない中で将来的にはこれくらいというのを置いていく形になろうかと思えます。

委員長：そうですね、それでいいじゃないでしょうか。一方で他の自治体で経験したことですが、利用者数を目標数値にしたところ、目標数値があまり伸びないので市長さんがついにそこを閉めてしまった。この市民協働センターを通して活動した数字が独り歩きする可能性があって、これを見た市議会議員がどうなっているという事で、議会で質問があると。それで一生懸命やっているけど伸びないとなるとセンター必要ないとなる。その点も配慮しないといけない。むしろ委員が言ったような実際にコーディネートされて連携する数がどんどん増えていって、イベントが充実していくという姿を見せたほうが一番わかりやすいかなと思う。

事務局：総合計画にある数を引っ張ってきたのが実態です。今貴重なご意見いただいた中で、より適切かなと思うところもありますので、センターの方とも相談させていただいた中から、コーディネートして連携した数に変えていく方向にしたいと思えます。

委員長：もちろん水面下では登録団体数を伸ばす努力をする。

事務局：そうですね。

委員長：コミュニティビジネスの活動数 23 ページに出ているのですが、これは笠原さんの方で把握されている数ですか。

事務局：基本的にはネットとか資料見た中で旧小笠地域の中で1法人さんが国の事例集で取り上げられたことがございまして、これは1件として数えることができました。

委員長：コミュニティビジネスを展開することは難しいのですか。

事務局：その法人は定義の中で地域課題ということで、耕作放棄された土地を使って地域資源に変えてビジネス展開されているということで事例集に掲載をされていた。

委員：違和感ありますね。

委員：それならコミュニティビジネスはほかにもいっぱいありそうな気がしますが。

事務局：正直把握とカウントが難しくて。

委員長：例えば若い方々が地域何か新しいお店を開いたとか、そういうのもどっちかというコミュニティビジネスに近い形だと思うのですが。委員はそういう計画はないですか？地域が抱えている課題をビジネスの手法を使いながら解消していくような。

委員：図書室の活動が空き家をリノベーションしてそこを図書室にしたらというアイデアですが。実際空き家が権利の関係がちょっと複雑で、そういったケースで空き家になっていることが多いので、それがクリアになっていて使っていいよとなるケースの方が少ない。それが実現できれば地域課題というところで一歩前進かなと思います。

委員長：そうですね、そういう空き家を活用した新しいビジネスが出来れば、まさにコミュニティ

ビジネスになりますよね。それが居場所みたいなカフェになるとか、そうなれば明らかにコミュニティビジネスですよね。

委員：今サンカノー使ってやっていますよね。

委員：元々サンカノーの借り手が少なく、空き家の開放事例としてそこに図書室を3日間開放しているという形なのですから。

委員：横ばいの状態かなと思いますね。

委員長：そういう人たちがどんどん出てくれば良いですね。まさにそういう意味でのコミュニティビジネスだろうと思うのですけれどね。

委員：指標と言われると難しいですね。放棄茶園であったり耕作放棄地であったり、空き家であったり古民家であったり、そのまま置いちゃったら廃れていく、潰れていくところにあるような団体さんが目をつけて何とか活用できないかと。例えば友田の古民家もそうだと思うのですけれど、活用しようとするのは色んな方がやっているの、それを絶対数として捉えられるかどうか。新しい取り組みとしてチャレンジという意味ではそういったところになるでしょうけれど。もしくは今までつながっていなかったところがつながるといのがさっき言っていた形ですけれど。数として捉えることができるか、誰が把握するのか。

事務局：市としては地域課題をビジネス手法で解決していくことについては今後、センターも開設して3年が経過してもう少しそういった団体も増えてくるといったことを望んでいるものですから。カウムの仕方をどうするかというのは課題としてはあるのですが、指標としてはこのまま置かせて頂きたいなと思います。把握の仕方、カウムの仕方をどうするかは整理をさせていただきたいと思います。

委員長：そういうご理解でよろしくをお願いします。

委員：24ページの推進体制イメージ図が全然入ってなくて、このイメージいるのかなと。このイメージ図で何を見せたいのかわからない。例えば市民代表でこの推進委員会がありますよと。推進委員会がありまして、市と協働してこの周りに市民とNPOがいるなという。実際イメージは文字ではわかりづらいものを図にしようと思うのですが、逆にわかりづらいのかなと。何を伝えたいのかわからないです。

事務局：市民・NPO・企業と主体が3つですが、単純に庁外では推進委員会としてやっていくという事でもっとシンプルな形に修正をさせてもらって、必要がなければ取るという形に変更させていただきます。

委員長：市民・NPO・企業のトライアングルの中に協働推進委員会が入ってきちゃうところがわかりづらいのかなと思います。

事務局：協働の主体の部分は取ってしまう形で作ってみようと思います。

委員長：このイメージ図の再検討をお願いします。24ページの指標の話ですが、地域活動に参加した市民の割合は出てくるのですか。

事務局：そうですね。毎年市民アンケートの中の指標で設けてある設問になります。

委員長：地域活動団体への参加という風に捉えられていると思うのです。NPO活動や企業に皆さまがコミュニティ推進協議会や地元の自治会活動に関わるということ入ることです。

か。

事務局：はい、そうです。この数字にしたのは現状値がある中で実体的に動いていただけた数字で拾える数字と思いましたが。直近1年間やりましたかという設問ですのでこれにしました。現状値がある中での選択でございます。現状値がない中でもこういう指標が適切ではないかというご提案あれば検討させていただく余地はあるのかなと思います。

委員長：実は7年間の取り組みの中で、最初スタートしてからこの指針があることでこういう風に変りましたというのが見えてくるような数字があればと事務局と話したのです。

委員：個人的には悪くないなと思います。第1回の際に協働を知らずに参加している人もこの中に入っているというお話をしたのですが、協働というのを知って参加していたことで数字が伸びることもあると思うので。協働の認知の部分も含めて表せる数字になるのかなと思いました。

委員長：とりあえずこれで設定してみて、中間報告の時に見直していただければと思います。

委員：協働の指針は一般の市民の人も最終的に何かもらったりするのですか。

事務局：来年度の予算編成の時期でございます。来年度の予算要求の中にはこの指針の概要版をまとめたものを印刷製本する予算要求をしております。要求段階で議決をされないと何とも言えないのですが、各戸全部配布する数量までにはいかないと思いますが、せっかく作る指針ですので広く市民の方、関わっていらっしゃる方にお配りできるような印刷物にしたいと思っております。

委員長：市の広報は月1回ですか。

事務局：はい、第3の木曜日に出させていただいております。指針が全戸配布できないような方針になった場合は広報菊川でボリュームを使って掲載させてもらうような形でできればと思っております。

委員：協働ということで市民だけでなく学校や企業さんにもぜひ配布して欲しいと思います。

事務局：主体ということで配布させていただこうと思います。

委員長：アピールの仕方で連合自治会の会合とか。

委員：そうですね、コミュニティ協議会の会長さんも任期で変わるところもありますので、そのようなところで毎年お配りしてご説明できる機会を設けていきたいと思っております。

委員長：そうですね、そういう風にお使いいただければと思います。全体を通して何かありますか？

委員：主観的に言います。5ページに将来の人口見込みがあります。外国人が多いということですよね。それをどう表すか。外国人は持ち家を持っている。家を買って住んでいる人が増えてきているので、菊川市も変わっていくじゃないかと思っている。横地の会社が本社をこっちに持ってくるので、赤土へ寮ができる。人口の表し方も変わってくると思うが。これは入ってないですか。

事務局：これは国勢調査の人口ですので外国人の人口も入っています。

委員：6%ですが。

事務局：はい、入っています。今確定している数字としては2015年の46,300人。

委員：今2段階表示されているが。

事務局：数でいうと6%で2,300人いかないくらいですが、合算すると菊川市の人口50,000人突

破してしまう。

委員長：ちなみに国別ですとどこが一番多いのですか。

事務局：ブラジルが一番多くて6割超えていたのですが、アジア系の方が最近増えてきていて、フィリピンの方が2位を占める形になっています。ブラジルの方は半分くらいになりました。

委員長：外国の方は市内で働いてらっしゃるのですか。

事務局：正確な数字調査はできていないのですが、浜松市から牧之原市の大きな自動車会社の派遣として働いている方が非常に多いじゃないかということです。

委員：市内より市外の製造工場が多いということですね。

事務局：隣の牧之原市さんや磐田市さんに工場ありますのでそちらの方に。

委員：赤土に外国人学校が3校ある。建築会社が廃業したとかで、外国人だけ住んでいる。年齢層が幅のある学校とない学校がある。どういった教育をしているのかなという思いがある。幼稚園や小学校にも外国人が行くのですよね。どういう分け方をしているのですか。

事務局：基本的には義務教育なので、外国の方であっても望めば通うことができるようにしております。ただ、公立の幼稚園小学校というと時間が昼間に限られてしまうので、夜働いていてタイムスケジュールが合わないという事もあるので、かなりお金が高いのですが送迎付きの託児所などを利用している。月に数万円なので高額という話です。日本の不就学は0人です。外国のいわゆるブラジルの学校制度と日本の学校制度は違うものですから、ブラジルの学校制度にのっとってブラジル人学校とうたっているところで学ばせたいと思っている親御さんはそこに行かせてらっしゃいます。そこはカリキュラムが全く日本とは違うやり方をされているので、私共から見ればどういう風にやられているのかわからないという風な見え方をする部分もあると思います。具体的に勉強ができない環境にいらっしゃる子供さんはいないという認識です。

委員：NPO 法人でも応援している外国人学校が3つありまして、そのうちのひとつはまだできて1年たたない所が特に乳幼児から幼児の外国人の子供を受け入れているところ。もうひとつが3市の依頼を受けて半年間外国人を預かっていて、日本の学校と同じような時間割です。見学に行かせてもらうとわかるのですが、日本の風習に合わせるような厳しい指導もされながら、半年間預かった後は日本の学校に行かせるようなNPOです。もうひとつが日本の文化交流の中でNPO 法人を別で立ち上げているので、その学校さんに行くことも私たちは結構ありましてお金も高いですがすごく真剣に指導している。そこから日本の学校に行く子どもでできたよというお話も聞いている。経済的に厳しい中、一生懸命やられていると感じます。

委員長：新しい課題が出てくるとそこに必ず市民活動が始まっていくという事だと思うのですよ。そういう意味では委員も心配な面があると思いますが、行政と市民活動ないしNPO 法人で教育の方はカバーしているという事です。それでは本日意見が出ましたのでこちらのところをご検討いただいた中で、次のステップとしてはパブコメにかけるのでしょうか。

事務局：事務局の方からこの後の流れをご相談させていただきます。

(今後の予定について説明)

閉 会